平成２４年（フ）第５２１号
静岡県浜松市東区原島町213番地の１　シティー丸平103号、前住所静岡県浜松市南区楊子町1100番地の１　アーバンライフ楊子405
債務者　請井利代子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
愛知県碧南市日進町２丁目130番地　ヴィラ霞205号、前住所愛知県高浜市青木町７丁目５番地６　チッタ高浜208
債務者　奥崎　政義
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
愛知県碧南市日進町２丁目130番地　ヴィラ霞205号、前住所愛知県高浜市青木町７丁目５番地６　チッタ高浜208
債務者　奥崎　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４１６４号
東京都中野区江原町２丁目12―11　アーバンスクエア江原町Ｃ―207
債務者　小林　　忍
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４２号
東京都荒川区荒川８丁目６－３―303
債務者　末吉　房子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４３号
東京都品川区大井５丁目11―14　大網方
債務者　齋藤　忠男
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５０号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目１―29―２アンシャンテⅡ201
債務者　高橋　正茂
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６１号
千葉県八千代市大和田新田15　高津団地７街区14棟―104
債務者　目黒　真紀
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６８号
東京都足立区東和２丁目７―16―501
債務者　村平　光惠（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６９号
東京都江東区北砂１丁目17―４―201
債務者　阿部　純子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７０号
東京都品川区八潮５丁目１―１―503
債務者　舘山　久代
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７１号
東京都台東区千束４丁目48―３―103
債務者　韓　　玉連
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７２号
東京都大島町元町２丁目７―３
債務者　牧野　久子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７４号
東京都葛飾区南水元４丁目20―15
債務者　今井　圭介
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７６号
東京都北区豊島５丁目５－６―1424
債務者　宮澤　常悦
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７７号
東京都北区豊島５丁目５－６―1424
債務者　宮澤　正子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部